

水道メーター取替作業のご案内

水道メーターは、計量法により有効期限が8年と定められています。

北中城村上下水道課では適正な使用水量の計量を行うため、有効期限が切れる前に新しいメーターへ取替えを行っています。

取替作業につきましては、上下水道課が委託した水道事業者が行いますので、その際はご協力をお願いします。

※水道メーター取替作業で代金を頂くことはございません。

取替地域 ： 北中城村全域

取替期間 ： 令和7年9月～順次取替

お問い合わせ先
北中城村上下水道課施設管理係
連絡先 098-935-2270